

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び番号法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第 4 条 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別

表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 4 項及び第 5 条第 2 項の規定は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係) 現時点の予定で変更する可能性があります。

| 機 関 | 事 務 |
|------|--|
| 1 市長 | 袖ヶ浦市国民健康保険短期人間ドック助成事業実施要綱(平成6年告示第30号)による国民健康保険被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 袖ヶ浦市高齢者短期人間ドック助成事業実施要綱(平成20年告示第51号)による後期高齢者医療被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 袖ヶ浦市子ども医療費の助成に関する条例(平成14年条例第31号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第17号)によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 袖ヶ浦市重度心身障害者(児)医療費等支給条例(昭和48年条例第52号)による重度心身障害者(児)医療費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年条例第20号)による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 8 市長 | 袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例(昭和54年条例第4号)による心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

| | |
|----------|---|
| 9 市長 | 袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例(昭和49年条例第37号)による精神障害者医療費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱(平成19年告示第71号)による障害者グループホーム等入居者家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 袖ヶ浦市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱(平成25年告示第141号)による軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 12 教育委員会 | 就学援助費(医療費以外)の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 13 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第 2 (第 4 条関係) 現時点の予定で変更する可能性があります。

| 機 関 | 事 務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 市長 | 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの ・国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの ・介護保険法（平成 9 年法 |

| | | |
|------|--|--|
| | | <p>律第 1 2 3 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 袖ヶ浦市国民健康保険短期人間ドック助成事業実施要綱による国民健康保険被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 袖ヶ浦市高齢者短期人間ドック助成事業実施要綱による後期高齢者医療被保険者に対する短期人間ドック費用の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・児童手当法 (昭和 4 6 年 |

する事務であって規則で定めるもの

法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの

・介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

・母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

・原子爆弾被爆者に対する

援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの

- ・児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの

- ・災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小

児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

・特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

・医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

・雇用保険法（昭和49年

法律第 1 1 6 号) による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成 2 3 年法律第 4 7 号) による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・ 労働者災害補償保険法 (昭和 2 2 年法律第 5 0 号) による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成 1 8 年法律第 4 号) による特別遺族給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和 2 7 年法律第 1 2 7 号) による援護に関する情報であって規則で定めるもの

- ・ 国民年金法 (昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号) 私立学校

教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

- ・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

に関する情報であって規則で定めるもの

- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- ・難病の患者に対する医療

| | | |
|------|--|--|
| | | 等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 袖ヶ浦市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例による重度心身障害者（児）医療費等の支給に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に |

| | | |
|------|---|---|
| | | <p>よる身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> |
| 8 市長 | <p>袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例による重度心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ・障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの ・障害者関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例による心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの ・障害者関係情報であって規則で定めるもの ・年金給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例による精神障害者医療費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・特別児童扶養手当関係情 |

| | | |
|---------|--|---|
| | | <p>報であって規則で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの ・ 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 1 1 市長 | 袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱による障害者グループホーム等入居者家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票関係情報であって規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であって規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・ 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの ・ 障害者関係情報であって規則で定めるもの |
| 1 2 市長 | 袖ヶ浦市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱による軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票関係情報であって規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であって規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・ 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 1 3 教育委 | 就学援助費（医療費以外） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票関係情報であって |

| | | |
|-----------|----------------------------------|--|
| 員会 | の支給に関する事務であって規則で定めるもの | <p>規則で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税関係情報であって規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・ 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 1 4 教育委員会 | 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票関係情報であって規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であって規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・ 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係） 現時点の予定で変更する可能性があります。

| 情報照会 機関 | 事 務 | 情報提供 機関 | 特定個人情報 |
|------------|---|------------|--|
| 1 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 1 教育委員会 | ・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 2 教育委員会 | ・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 3 教育委員会 | 市立幼稚園の入園等に関する事務であって規則で定めるもの | 3 市長 | ・住民票関係情報であって規則で定めるもの ・地方税関係情報であって規則で定めるもの ・児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定 |

| | | | |
|--------------|---|------|--|
| | | | めるもの ・ 障害者自立支援給付 関係情報であって規則 で定めるもの |
| 4 教育委員 員会 | 学校保健安全法によ る医療に要する費用 についての援助に関 する事務であって規 則で定めるもの | 4 市長 | ・ 住民票関係情報であ って規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であ って規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報で あって規則で定めるも の ・ 児童扶養手当関係情 報であって規則で定め るもの |
| 5 教育委 員会 | 就学援助費（医療費 以外）の支給に関す る事務であって規則 で定めるもの | 5 市長 | ・ 住民票関係情報であ って規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であ って規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報で あって規則で定めるも の ・ 児童扶養手当関係情 報であって規則で定め るもの |
| 6 教育委 員会 | 特別支援教育就学奨 励費の支給に関する 事務であって規則で 定めるもの | 6 市長 | ・ 住民票関係情報であ って規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であ って規則で定めるもの |

| | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none">・生活保護関係情報であって規則で定めるもの・児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
|--|--|---|